第2次阿見町教育振興基本計画 策定にあたって

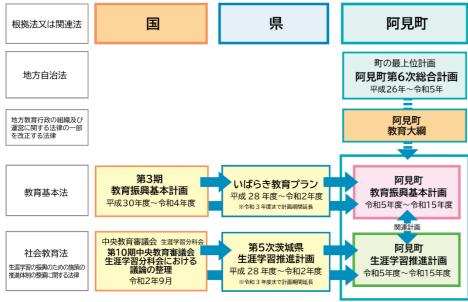
1 計画の目的と位置づけ

現在、超スマート社会(Society 5.0[※])の実現に向けて人工知能(AI)やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでおり、社会の大転換期を迎えています。また、医療の発展等により人々の健康寿命が延伸し、人生 100 年時代を迎えようとしています。このような状況を乗り越え、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、すべての人が活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きいものとなっています。

このような状況の中、本町においては、「阿見町教育振興基本計画後期基本計画(平成 30 年策定)」が令和 4 年度をもって終了することから、新たに「第 2 次阿見町教育振興基本計画」を策定することとなりました。

「第2次阿見町教育振興基本計画」は、「教育基本法」に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画であり、本町における教育の基本方針を定め、計画的かつ効率的な教育行政に資することを目的とします。

また、計画策定に際しては、本町の最上位計画である「阿見町第6次総合計画」との整合を図るとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき町長が策定する「阿見町教育大綱」を踏まえるものとします。



2 計画の期間と対象範囲

本計画の計画期間は、令和5年度から令和15年度までの11年間を見据えた「基本構想」と、令和5年度から6年間に取り組むべき施策を示す「前期基本計画」と令和11年度から5年間の「後期基本計画」となります。 「第2次阿見町教育振興基本計画」の対象範囲は、概ね本教育委員会の所管する施策・事業の範囲とします。

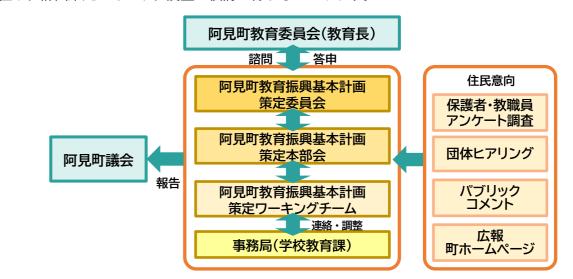


※第7次総合計画の計画期間は第6次と同様の期間を想定しています。

第1回教育振興基本計画 策定委員会(R3.10.8) 資料2

3 計画の策定体制

本計画は「阿見町教育振興基本計画策定本部」が計画策定にあたって提起した内容について、教育委員会から諮問を受けた「阿見町教育振興基本計画策定委員会」が審議を行い、教育委員会へ答申するものとします。 また、「阿見町教育振興基本計画策定本部」の下部組織として「阿見町教育振興基本計画策定ワーキングチーム」を設置し、計画策定にあたり、調査・検討を行うものとします。



4 計画策定にあたっての基本的考え方

- ■国の教育振興基本計画及び中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」などにおける議論の整理、茨城県の上位計画の方針を参酌した計画として策定します。
- ●町の最上位計画である「阿見町第6次総合計画」、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標・方針を掲げた「阿見町教育大綱」との整合を図り、町の学校教育に係る具体的な施策・事業を示す計画として策定します。
- ●同時に策定予定の「第2次阿見町生涯学習推進計画」とは関連計画であることを踏まえ、必要に応じて内容の整合を図りながら策定します。
- ●阿見町の地域特性を生かし、それぞれの地域や学校がこれまで培ってきた教育を継続するとともに、ICTを学校教育の基盤的ツールとして活用するなど、強化すべき施策の重点化を図ります。
- ●児童生徒一人一人の個性に応じた学びを引き出すとともに、誰一人取り残すことない阿見町の教育を目指します。
- ●これまで取り組んできた教職員の働き方改革を、ICTを活用した校務の効率化などをさらに進めることで、 児童生徒と向き合う時間の充実を目指します。
- ●アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメント等の機会を捉えて、町民(保護者)意識やニーズを 的確に把握し、計画づくりを進めます。
- ●教育に係る法制度の改正や新型コロナウイルス感染症の影響、教育分野にも関わる持続可能な社会の実現に向けた世界的な目標 SDGs (目標4 質の高い教育をみんなに)への取組、Society5.0*に向けたこれからの学校教育の在り方など、時代の変化や新たな課題に的確に対応した計画を策定します。
- ●教育施策の展開を図る上で、町職員・教職員が活用しやすい計画、また、町民(保護者)の方にもわかりやすい計画づくりを目指します。

[※]Society5.0…インターネットを介した仮想空間と現実空間を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会の概念。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すものとして提唱されている。(内閣府)